

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告示

- 宮城県議会定例会の招集 (財政課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 県営土地改良事業計画の縦覧 (農村振興課) 一
- 都市計画決定の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一
- 不在者投票を管理すべき施設の指定等 二

告示

- 宮城県告示第六百六十七号
平成二十四年九月十一日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。
平成二十四年九月四日
宮城県知事 村井嘉浩
- 宮城県告示第六百六十八号
障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十四年九月四日
宮城県知事 村井嘉浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇九〇〇一五三	MeiMarche 多賀城市桜木三丁目 四番一号ノ二株式会社	就労継続支援A型	一般社団法人 MeiMarche	平成二十四年 九月一日

会社仙台テクノロジ
ーセンター敷地内み
やぎ復興パーク

○宮城県告示第六百六十九号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営西矢本地区土地改良事業(農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業))計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年九月四日

宮城県知事 村井嘉浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年九月四日から平成二十四年十月三日まで

三 縦覧場所

東松島市役所、東松島市役所鳴瀬庁舎

○宮城県告示第六百七十号

東松島市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成二十四年九月四日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画土地画整理事業

2 名称 東矢本駅北地区被災市街地復興土地画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

選挙管理委員会

○宮選管告示第百号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年九月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一医療法人啓仁会石巻ロイヤル病院の項の次に次のように加える。

医療法人海邦会鹿島記念病院 同 市広淵字長山一〇〇番地

別表第一の二医療法人杏林会介護老人保健施設リハビリパーク花もよのの項の次に次のように加え

る。

医療法人海邦会介護老人保健施設長山 同 市広淵字長山二〇〇番地

附 則

この告示は、平成二十四年九月四日から施行する。